

監査報告第5号
令和4年（2022年）2月3日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	秘書部								1	1
	広報部								2	1
	オンブズマン事務局								1	
財政局	北部市税事務所	1						1		1
	東部市税事務所								1	2
経済観光局	中央卸売市場		2					2	2	
建設局	土木部				1		1	2	1	3
教育委員会	生涯学習部		1					1		
	市立学校		1					1		
選挙管理委員会事務局										
6局	10部	1	4		1		1	7	8	8

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
下水道河川局	事業推進部 (河川担当部以外)		2	1		3	
都市局	市街地整備部						
豊平区	土木部						
清田区	土木部						
南区	土木部		1			1	
5局（区）	5部		3	1		4	

3 出資団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
公益財団法人札幌市公園緑化協会	出資団体		
	公の施設指定管理者		
	財政援助団体		
公益財団法人札幌市芸術文化財団	出資団体		
	公の施設指定管理者	1	
	財政援助団体		
札幌駅前通まちづくり株式会社	公の施設指定管理者	1	
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム	公の施設指定管理者		
月寒公園パークライフコンソーシアム	公の施設指定管理者		
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム	公の施設指定管理者		
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム	公の施設指定管理者		
稲積公園グループ	公の施設指定管理者		
さとみらいプロジェクトグループ	公の施設指定管理者		
9団体		2	

出資団体等監査

令和3年度出資団体等監査報告書

令和3年度出資団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

出資団体監査、公の施設指定管理者監査及び財政援助団体監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別 出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
公益財団法人札幌市公園緑化協会	○	○	○
公益財団法人札幌市芸術文化財団	○	○	○
札幌駅前通まちづくり株式会社		○	
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム		○	
月寒公園パークライフコンソーシアム		○	
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム		○	
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム		○	
稲積公園グループ		○	
さとみらいプロジェクトグループ		○	

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、64ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和2年度の当該監査種別に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和3年9月1日から同年12月16日まで

監査の結果

次のとおり注意、改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

指摘事項・意見無し

2 公の施設指定管理者監査

(1) 警備員増員費用に関する要望への対応を札幌市へ報告すべきもの

【公益財団法人札幌市芸術文化財団】

芸術の森の野外ステージの利用者から、警備員増員費用の請求金額に対する要望があり、費用の一部を減額したが、札幌市への報告がなかった。

本件については、弁護士との相談及び積算方法の見直しという他の利用者とは異なった取扱いを行っており、また、管理業務等仕様書にも、要望、苦情等を受け付けた場合には札幌市への報告が求められていることから、札幌市に報告及び相談を行いながら解決を図るべきであり、今後も徹底されるよう求める。

(2) 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けべきもの

【札幌駅前通まちづくり株式会社】

札幌駅前通地下広場条例においては、同広場を指定管理者が管理する場合、利用料金の額又は新たな使用時間の区分を設定する際には、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。

当法人では、同広場に係る大型映像設備の利用料金について、条例別表にはない使用時間の区分を設定しているが、このうちの一部について市長の承認を得ていない。

条例の定めに従い、適正に処理されたい。

3 財政援助団体監査

指摘事項・意見無し

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性がある。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる要素が多い。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。

公益財団法人札幌市公園緑化協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。 	—

監査の着眼点（評価項目）等

<p>【財政援助団体】 下記の事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 札幌市都市緑化基金補助金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	
------------------------	--

公益財団法人札幌市公園緑化協会

<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

	<p>—</p>
--	----------

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性がある。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる要素が多い。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク ①札幌芸術の森 ②札幌彫刻美術館 ③札幌コンサートホール ④札幌教育文化会館 ⑤市民ギャラリー ⑥市民交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ■協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク ①札幌芸術の森 ②札幌彫刻美術館 ③札幌コンサートホール ④札幌教育文化会館 ⑤市民ギャラリー ⑥市民交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。

公益財団法人札幌市芸術文化財団

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員増員費用に関する要望への対応を札幌市へ報告すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—

監査の着眼点（評価項目）等

<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われな いリスク ①札幌芸術の森 ②札幌彫刻美術館 ③札幌コンサートホール ④札幌教育文化会館 ⑤市民ギャラリー ⑥市民交流プラザ</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
<p>【財政援助団体】 下記の事業の補助金に係る事務が適正に行われな いリスク ①札幌美術展 ②ハロー！ミュージアム ③アートフェア ④キタラファーストコン サート ⑤ファミリーコンサート ⑥元気コンサート ⑦能楽振興事業 ⑧新国立劇場連携事業 ⑨地元支援事業</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
<p>上記重要リスクに対応しな いもの</p>	<p></p>

公益財団法人札幌市芸術文化財団

<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>—</p>
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p></p>	<p>—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市北3条広場 ・札幌駅前通地下広場 	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市北3条広場 ・札幌駅前通地下広場 	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市北3条広場 ・札幌駅前通地下広場 	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
上記重要リスクに対応しないもの	

札幌駅前通まちづくり株式会社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。
上記重要リスクに対応しないもの	

公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。
上記重要リスクに対応しないもの	

月寒公園パークライフコンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。
上記重要リスクに対応しないもの	

公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。
【指定管理者】 指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。
上記重要リスクに対応しないもの	

公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手稲稲積公園 ・北発寒公園 ・前田公園 	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手稲稲積公園 ・北発寒公園 ・前田公園 	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手稲稲積公園 ・北発寒公園 ・前田公園 	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
上記重要リスクに対応しないもの	

稲積公園グループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないうリスク ・さとらんど</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないうリスク ・さとらんど</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。 ■契約事務が適正に行われないう場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>
<p>【指定管理者】 下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないうリスク ・さとらんど</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

さとみらいプロジェクトグループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—
	—

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 公益財団法人札幌市公園緑化協会（所管：建設局みどりの推進部）

この法人は、都市緑化、公園緑地及び自然環境等に関する事業を通して、みどり豊かで潤いのある持続可能な都市づくりを推進するとともに、健全な地域社会の形成と生活文化・福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額 4,000万円のうち、1,000万円（出資比率25.0%）を出資している。

また、札幌市は、令和2年度においては、この法人が行う札幌市都市緑化基金の造成に938万円の補助金を交付するとともに、公の施設である都市公園等の維持管理に要する費用として総額12億2,663万円を支出している。

令和2年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区分	項目	金額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	1,814,863 (19,372) (1,226,639) (111,733)
	経常費用 B	1,815,591
	経常増減額 C=A-B	△ 727
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	70
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 797
	一般正味財産期首残高 G	100,084
	一般正味財産期末残高 H=F+G	99,286
	当期指定正味財産増減額 I	9,567
	指定正味財産期首残高 J	536,130
	指定正味財産期末残高 K=I+J	545,698
	正味財産期末残高 L=H+K	644,984
	財政状態 (令和3年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		800,121
資産合計 O=M+N		963,084
流動負債 P		172,754
固定負債 Q		145,345
負債合計 R=P+Q		318,099
指定正味財産 S		545,698
一般正味財産 T		99,286
正味財産合計 U=S+T	644,984	
負債及び正味財産合計 V=R+U	963,084	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。

(2) 公益財団法人札幌市芸術文化財団（所管：市民文化局文化部）

この法人は、札幌からの新しい芸術文化の創造を目指し、芸術文化に関し、広く一般に、参加と鑑賞の機会を提供するとともに、優れた創作活動の奨励を図り、もって市民の豊かな情操の涵養と我が国の芸術文化の向上発展に寄与することを目的としている。

札幌市は、この法人の基本財産総額8,121万円のうち、4,060万円（出資比率50.0%）を出資しているほか、令和2年度においては、この法人が行う文化芸術振興8事業に合計7,649万円の補助金を交付するとともに、公の施設である札幌芸術の森や札幌コンサートホール、札幌教育文化会館など計6施設の管理運営に要する費用として総額26億8,423万円を支出している。

令和2年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの補助金) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	3,304,324 (76,492) (2,684,233) (231,001)
	経常費用 B	3,315,760
	経常増減額 C=A-B	△ 11,435
	経常外増減額 D	126,493
	法人税等 E	1,654
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	113,403
	一般正味財産期首残高 G	512,432
	一般正味財産期末残高 H=F+G	625,834
	当期指定正味財産増減額 I	△ 5,008
	指定正味財産期首残高 J	923,880
	指定正味財産期末残高 K=I+J	918,871
正味財産期末残高 L=H+K	1,544,706	
財政状態 (令和3年3月31日現在)	流動資産 M	1,077,748
	固定資産 N	1,173,089
	資産合計 O=M+N	2,250,838
	流動負債 P	547,092
	固定負債 Q	159,039
	負債合計 R=P+Q	706,131
	指定正味財産 S	918,871
	一般正味財産 T	625,834
正味財産合計 U=S+T	1,544,706	
負債及び正味財産合計 V=R+U	2,250,838	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 公益財団法人札幌市公園緑化協会

法人の概要については、1 (1)参照

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
大通公園・創成川公園	140,901,000	-	建設局 みどりの推進部
中島公園・豊平川緑地（上流地区）	67,613,000	7,628,295	
円山公園	36,195,000	532,820	
百合が原公園	130,140,000	11,262,850	
モエレ沼公園	157,087,000	12,475,288	
豊平公園	57,990,000	1,506,840	
平岡樹芸センター	14,776,000	37,010	
札幌市豊平川さけ科学館	42,213,000	-	
川下公園・北郷公園・ 豊平川緑地（下流地区）	135,251,000	10,181,950	建設局 みどりの推進部 白石区土木部
厚別公園	113,468,123	14,704,845	スポーツ局 スポーツ部
平岡公園・清田南公園	56,491,000	4,307,440	建設局 みどりの推進部 清田区土木部
農試公園・発寒西陵公園	83,381,000	13,387,400	西区土木部
手稲稲積公園・北発寒公園・ 前田公園	34,023,000	8,270,330	建設局 みどりの推進部 手稲区土木部
前田森林公園・星置公園・ 明日風公園・山口緑地	71,721,000	19,529,300	手稲区土木部
西岡公園・西岡中央公園	28,854,000	581,760	豊平区土木部
月寒公園・吉田川公園	38,915,000	7,327,140	
旭山記念公園	17,620,000	-	中央区土木部
合 計	1,226,639,123	111,733,268	

(注) コンソーシアムの一員として管理しているものを含み、金額は公園緑化協会が受領したものを計上している。
(注) 指定管理期間は、旭山記念公園については平成29年度から令和2年度まで、西岡公園・西岡中央公園、月寒公園・吉田川公園については令和元年度から令和5年度まで、札幌市豊平川さけ科学館については令和2年度から令和6年度まで、それ以外のものについては平成30年度から令和4年度までである。

(2) 公益財団法人札幌市芸術文化財団

法人の概要については、1(2)参照

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌芸術の森・ 本郷新記念札幌彫刻美術館	670,246,000	41,585,115	市民文化局 文化部
札幌コンサートホール	630,941,000	33,449,684	
札幌市教育文化会館	268,358,648	56,613,985	
札幌市民ギャラリー	75,300,000	7,442,780	
札幌市民交流プラザ	1,039,388,000	91,909,520	
合計	2,684,233,648	231,001,084	

(注) 指定管理期間は、札幌市民交流プラザについては令和2年度から令和6年度まで、それ以外のものについては平成30年度から令和4年度までである。

(3) 札幌駅前通まちづくり株式会社

この法人は、札幌駅前通地区を魅力ある都心の顔として育てるため、札幌駅前通地区でのまちづくり活動及び札幌都心部他地区におけるまちづくり活動との連携調整や、公共施設等の管理運営の受託を行うことを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、平成22年度から公の施設である札幌駅前通地下広場を、平成26年度から札幌市北3条広場の維持管理をこの法人に行わせている。令和2年度は、これら2施設の維持管理に要する管理費用として603万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌駅前通地下広場	-	74,402,926	まちづくり政策局 総合交通計画部
札幌市北3条広場	6,038,000	380,600	まちづくり政策局 都心まちづくり 推進室
合計	6,038,000	74,783,526	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

(4) 公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

この団体は、川下公園・北郷公園・豊平川緑地（下流地区）を管理する指定管理者となることを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である川下公園・北郷公園・豊平川緑地（下流地区）の維持管理を平成30年度からこの団体に行わせており、令和2年度は、その維持管理に要する管理費用として1億5,446万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
川下公園・北郷公園・ 豊平川緑地（下流地区）	154,462,000	10,708,750	建設局 みどりの推進部 白石区土木部
合計	154,462,000	10,708,750	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

(5) 月寒公園パークライフコンソーシアム

この団体は、月寒公園・吉田川公園を管理する指定管理者となることを目的として、平成30年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である月寒公園・吉田川公園の維持管理を令和元年度からこの団体に行わせており、令和2年度は、その維持管理に要する管理費用として6,918万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
月寒公園・吉田川公園	69,184,000	7,327,140	豊平区土木部
合計	69,184,000	7,327,140	

(注) 指定管理期間は令和元年度から令和5年度までである。

(6) 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

この団体は、中島公園・豊平川緑地（上流地区）を管理する指定管理者となることを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である中島公園・豊平川緑地（上流地区）の維持管理を平成30年度からこの団体に行わせており、令和2年度は、その維持管理に要する管理費用として7,841万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
中島公園・豊平川緑地（上流地区）	78,419,000	7,628,295	建設局 みどりの推進部
合計	78,419,000	7,628,295	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

(7) 公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

この団体は、前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地を管理する指定管理者となることを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地の維持管理を平成30年度からこの団体に行わせており、令和2年度は、その維持管理に要する管理費用として9,563万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
前田森林公園・星置公園・ 明日風公園・山口緑地	95,639,000	19,529,300	手稲区土木部
合計	95,639,000	19,529,300	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

(8) 稲積公園グループ

この団体は、公の施設である手稲稲積公園、北発寒公園及び前田公園の指定管理者となることを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、平成18年度から手稲稲積公園及び北発寒公園の維持管理をこの団体に行わせており、平成22年度からは、これに前田公園を追加した。

令和2年度は、その維持管理に要する管理費用として4,547万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
手稲稲積公園・ 北発寒公園・前田公園	34,151,000 11,321,000	7,219,120 1,051,210	建設局 みどりの推進部 手稲区土木部
合計	45,472,000	8,270,330	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

(9) さとみらいプロジェクトグループ

この団体は、札幌市農業体験交流施設「さとらんど」を管理する指定管理者となることを目的として、平成17年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市農業体験交流施設「さとらんど」の維持管理を平成18年度からこの団体に行わせており、令和2年度は、その管理に要する経費として2億4,620万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市農業体験交流施設 (さとらんど)	246,206,831	13,455,880	経済観光局 農政部
合計	246,206,831	13,455,880	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 公益財団法人札幌市公園緑化協会

法人の概要については、1 (1)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
都市緑化基金積立補助金	9,386,000	建設局 みどりの推進部
合 計	9,386,000	

(2) 公益財団法人札幌市芸術文化財団

法人の概要については、1 (2)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌美術展事業	2,573,000	市民文化局 文化 部
子どもの美術体験事業「ハロー！ミュージアム」	8,552,000	
札幌ミュージアム・アート・フェア2020-21	7,200,000	
Kitaraファースト・コンサート事業	4,000,000	
Kitaraファミリーコンサート及びKitara北海道を元気にするコンサート	18,733,625	
能楽振興事業	434,360	
文化芸術創造拠点形成事業	30,000,000	
地元支援事業	5,000,000	
合 計	76,492,985	

(注) Kitaraファミリーコンサート及びKitara北海道を元気にするコンサートは、負担金である。